

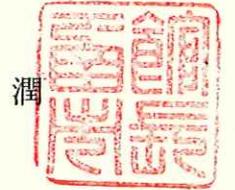


函館市告示第381号

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）第14条第1項の規定に基づき、令和6年1月19日付け函館市告示第19号において別途告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所、居所または主たる事務所もしくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについては令和7年10月31日とする。

令和7年9月18日

函館市長 大 泉



都道府県名	地域
石川県	輪島市，珠洲市，鳳珠郡穴水町，鳳珠郡能登町